

各市町教育委員会教育長
各市町立小・中・義務教育学校長 } 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

令和元年度末退職者 社会保険被保険者証の回収について

日頃、社会保険事務の適正な執行について御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、令和2年4月1日以降任用される臨時的任用職員については、公立学校共済組合に加入することとなりました。また、社会保険事務が教育事務所から教職員課県費事務担当に集約されることにより、社会保険適用事業所が変更となります。そのため、社会保険被保険者証については、令和2年度の任用状況に関わらず、全員の返却が必要となりますので下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1 保険証回収対象者

令和元年度社会保険適用職員（全員）

※ 臨時的任用職員・再任用職員・非常勤職員、全ての方が返却対象です。
被扶養者の保険証についても全て返却が必要です。

2 返却期限

本人から回収のうえ、下記期日までに東部教育事務所へ返却してください。

返却期限：令和2年4月20日（月）

返却先：東部教育事務所 社会保険事務担当者

返却方法：持参又は郵送

3 留意事項

- ・ 事務所への返却については、新旧どちらの所属で行っていただいても構いません。
- ・ 返却の際、健康保険証に赤マジック等で退職日を記入してください。
- ・ 資格喪失後に健康保険証は使用できません。誤使用を防ぐためにも、確実な回収に御協力ください。
- ・ 別添「社会保険に加入している臨時的任用職員の方へ」、「社会保険に加入している再任用職員の方へ」を配布するなど、該当職員への周知をお願いします。

担当：総務・給与担当 山岸・矢作
電話：048-737-2727

社会保険に加入している臨時的任用職員の方へ

令和元年度末退職に係る社会保険の取り扱いについては、次のとおりとなりますので、参考にしてください。

令和2年3月30日に退職し、1日空けて令和2年4月1日から再度県教育委員会に任用される場合（臨時的任用職員・本採用職員・任期付職員等）

- ・退職日の翌々日である4月1日を社会保険の資格喪失日とみなします。
- ・現在お持ちの保険証が使えるのは、3月31日までです。
- ・3月31日について、国民健康保険等に参加する必要はありません。
- ・3月分の社会保険料については、4月分給与から控除されます。
- ・退職後、被扶養者分を含め、保険証は必ず返却してください。
- ・4月1日からは公立学校共済組合員となります。

令和2年3月30日に退職し、2日以上空けて再度県教育委員会に任用される場合（臨時的任用職員・本採用職員・任期付職員等）

- ・退職日の翌日である3月31日が社会保険の資格喪失日となります。
- ・現在お持ちの保険証が使えるのは、3月30日までです。
- ・3月31日以降については、ご自身で国民健康保険等に参加する必要があります。
- ・退職後、被扶養者分を含め、保険証は必ず返却してください。
- ・県教育委員会の任用開始日から公立学校共済組合員となります。

現在の任用期間が令和2年3月31日をまたいでいる場合
(例：産休代替 令和2年2月10日～6月14日)

- ・4月1日が社会保険の資格喪失日となります。
- ・現在お持ちの保険証が使えるのは、3月31日までです。
- ・3月分の社会保険料については、3月分給与から2月分社会保険料と共に控除されます。(2か月控除)
- ・4月1日以後、被扶養者分を含め、保険証は必ず返却してください。
- ・4月1日からは公立学校共済組合員となります。

令和2年3月30日に退職し、その後、任用予定のない場合

- ・退職日の翌日である3月31日が社会保険の資格喪失日となります。
- ・現在お持ちの保険証が使えるのは、3月30日までです。
- ・3月31日以降については、ご自身で国民健康保険等に参加する必要があります。
- ・退職後、被扶養者分を含め、保険証は必ず返却してください。

(裏面に続く)

☆ 退職後の健康保険制度への加入は以下の3つの選択肢があります☆
いずれかの手続きを行ってください

【1】国民健康保険

手続き先…お住まいの市区町村の国民健康保険担当課

加入条件…お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください

【2】協会けんぽの任意継続

手続き先…お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

(協会けんぽのHPから申出書を入手し、各自手続きください)

加入条件…退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること

退職日の翌日から20日以内に手続きすることが必要です

【3】ご家族の健康保険（被扶養者）

手続き先…ご家族の勤務先

加入条件…ご家族の勤務先にお問い合わせください

東部教育事務所 総務・給与担当
電話：048-737-2727

社会保険に加入している再任用職員の方へ

令和元年度末退職に係る社会保険の取り扱いについては、次のとおりとなりますので、参考にしてください。

令和2年4月1日からフルタイム再任用職員として任用された場合

- ・退職日の翌日である4月1日が社会保険の資格喪失日となります。
- ・現在お持ちの保険証が使えるのは、3月31日までです。
- ・3月分の社会保険料については、3月分給与から2月分社会保険料と共に控除されます。(2か月控除)
- ・退職後、被扶養者分を含め、保険証は必ず返却してください。
- ・4月1日から公立学校共済組合員となります。

令和2年4月1日から短時間再任用職員（5分の3以上）として任用された場合

- ・退職日の翌日である4月1日が社会保険の資格喪失日となります。
- ・現在お持ちの保険証が使えるのは、3月31日までです。
- ・3月分の社会保険料については、3月分給与から2月分社会保険料と共に控除されます。(2か月控除)
- ・4月1日からも継続して社会保険加入となりますが、現在お持ちの保険証は、退職後、被扶養者分を含め、必ず返却が必要です。
(令和2年度より社会保険事務が教育事務所から教職員課に集約されることに伴い、保険証の適用事業所及び被保険者番号が変更となるため)
- ・4月1日以降、取得手続きが完了次第、新しい保険証が発行されます。

令和2年4月1日から短時間再任用職員（5分の2以下）として任用された場合

- ・退職日の翌日である4月1日が社会保険の資格喪失日となります。
- ・現在お持ちの保険証が使えるのは、3月31日までです。
- ・3月分の社会保険料については、3月分給与から2月分社会保険料と共に控除されます。(2か月控除)
- ・退職後、被扶養者分を含め、保険証は必ず返却してください。
- ・4月1日以降については、ご自身で国民健康保険等に参加する必要があります。

令和2年4月1日から臨時的任用職員あるいは任期付職員として県教育委員会に任用される場合

- ・退職日の翌日である4月1日が社会保険の資格喪失日となります。
- ・現在お持ちの保険証が使えるのは、3月31日までです。
- ・3月分の社会保険料については、3月分給与から2月分社会保険料と共に控除されます。(2か月控除)
- ・退職後、被扶養者分を含め、保険証は必ず返却してください。
- ・4月1日から公立学校共済組合員となります

(裏面に続く)

令和2年4月3日以降、臨時的任用職員あるいは任期付職員として県教育委員会に任用される場合

- ・退職日の翌日である令和2年4月1日が社会保険の資格喪失日となります。
- ・現在現在お持ちの保険証が使えるのは、3月31日までです。
- ・3月分の社会保険料については、3月分給与から2月分社会保険料と共に控除されます。(2か月控除)
- ・退職後、被扶養者分を含め、保険証は必ず返却してください。
- ・4月1日以降については、ご自身で国民健康保険等に参加する必要があります。
- ・県教育委員会の任用開始日から、公立学校共済組合員となります。

☆ 退職後の健康保険制度への加入は以下の3つの選択肢があります☆
いずれかの手続きを行ってください

【1】国民健康保険

手続き先…お住まいの市区町村の国民健康保険担当課

加入条件…お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください

【2】協会けんぽの任意継続

手続き先…お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

(協会けんぽのHPから申出書を入手し、各自手続きください)

加入条件…退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること

退職日の翌日から20日以内に手続きすることが必要です

【3】ご家族の健康保険(被扶養者)

手続き先…ご家族の勤務先

加入条件…ご家族の勤務先にお問い合わせください

東部教育事務所 総務・給与担当

電話：048-737-2727